

令和3年度 大阪府主任相談支援専門員養成研修 実施要領

本研修は、「相談支援従事者主任研修事業の実施について」（平成31年3月28日付障発第0328号第1号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に基づき、実施するものです。※本研修は主任相談支援専門員配置加算の対象研修です。

※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、研修の中止、実施時期の延期や実施方法を変更する場合があります。

1. 研修の目的

地域の障がい者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を向上させ、困難事例に対する支援方法について修得するとともに、地域の相談支援体制において、地域課題についての協議や相談支援に従事する者への助言・指導等を実施するなど中核的な役割を果たす者を養成することを目的とする。

2. 大阪府における主任相談支援専門員の役割

- (1) 市区町村自立支援協議会など地域の相談支援体制について協議する場への参画をするなど、地域の中核的な役割。
- (2) 大阪府相談支援従事者初任者研修及び現任研修で行う実習受け入れや受講生への指導的役割。
- (3) 大阪府が実施する主任相談支援専門員養成研修の企画立案への参画及び同研修の講師・ファシリテーターとしての役割。

3. 研修対象者

障がい者等への相談支援業務に関し、十分な知識と経験を有する相談支援専門員であり、相談支援従事者現任研修を修了した後、相談支援又は障がい児相談支援の業務に従事した期間が本研修の受講開始日前（令和3年10月18日）において3年（36か月）以上である者で、以下のいずれかの要件を満たす者。

- (1) 基幹相談支援センター又はそれに準ずる機能を有する相談支援事業所等において現に相談支援に関する指導的役割を担っていること。
- (2) 都道府県における相談支援従事者研修又はサービス管理責任者研修において研修の企画に携わっていること又は講義若しくは演習に講師として携わっていること。
- (3) その他、相談支援専門員の業務に関して十分な知識と経験を有する者であり、大阪府又は市町村が適当と認める者であること。

定員 50名程度

4. 研修日程

○講義：Web配信（YouTube）による講義視聴レポート作成、事前課題作成
【配信期間：10月19日（火）～10月26日（火）】

- 演習第1日：10月27日（水） 9：25～17：40
- 演習第2日：11月 4日（木） 9：20～17：15
- 演習第3日：11月 8日（月） 9：20～17：30
- 演習第4日：11月18日（木） 10：20～17：00

5. 研修会場

- 演習全日程 大阪急性期・総合医療センター3階講堂(大阪市住吉区大領3丁目2-36)

※Web配信による講義視聴は各自職場等にて行う。

6. 研修内容

主任相談支援専門員養成研修		
講義動画視聴 10月19日（火）から 10月26日（火）迄	390分	【講義】研修受講ガイダンス 【講義】障がい福祉の動向 【講義】主任相談支援専門員の役割と視点 【講義】相談支援事業所における運営管理 【講義】相談支援事業所運営の工夫
演習第1日 10月27日（水）	全日	【講義】人材育成の意義と必要性 【講義・演習】研修・グループワークの運営方法 【講義・演習】人材育成の地域での展開
演習第2日 11月4日（木）	全日	【講義】スーパービジョンの理論と実際 【演習】スーパービジョンによる相談支援専門員支援
演習第3日 11月8日（月）	全日	【講義】地域援助技術の考え方と展開方法 【演習】地域援助の具体的展開

<p>演習第4日 11月18日(木)</p>	<p>全日</p>	<p>【講義】基幹相談支援センターにおける地域連携 【講義・演習】多職種協働（チームアプローチ）の考え方と展開方法 【講義】地域共生社会の実現</p>
----------------------------	-----------	---

7. 受講申し込み方法

市町村からの推薦によるものとする。

- ・上記2「主任相談支援専門員の役割」を担うことが適当と認める者を大阪府に推薦する。
- ・原則として各市町村から1名の推薦とするが、やむを得ない場合は複数名の推薦も可とする。
- ・なお、その場合は地域における配属状況ならびに以下の経歴等を考慮し定員（50名程度）の範囲内で受講決定を行う。

申し込み時の確認事項

- ・基本事項：所属事業所名、氏名、連絡先（事業所）
- ・研修受講状況（修了年度）：相談支援従事者初任者研修及び現任研修、専門コース別研修
- ・相談支援従事者現任研修修了後に相談支援に従事した期間
- ・市町村基幹相談支援事業の委託の有無
- ・市町村相談支援事業の委託の有無
- ・市町村自立支援協議会への参画

8. 申し込み時の注意事項

- ・Web配信による講義に関しては、**講義視聴レポート提出が必須**です。講義視聴レポートを提出されない方は演習受講できません。ご注意ください。
- ・本研修は**事前課題があります**。事前課題を提出されない方は演習受講できません。

9. 講義動画配信における注意事項

- ・受信に必要な端末機器、インターネット環境はご自身にてご準備、ご用意ください。
- ・通信料等受信にかかる費用については、受講者等がご負担願います。
- ・動画のURL等受信に必要な詳細事項については受講決定通知時にお知らせさせていただきます。

10. 新型コロナウイルス感染症対策へのご協力について

- ・研修受講に際しては事前の体温チェック、マスク着用、手洗いなどの対策を行ってください。
- ・マスク着用にご協力いただけない方、発熱や咳・咽喉痛などの症状があるなど体調が悪い方は、研修参加をお断りする場合があります。

11. 受講申し込み手続き

申し込みにあたっては、市町村にてとりまとめのうえ申し込むものとします。

別添の市町村長推薦書（様式1）に、受講者申込書（様式2）、受講者の初任者研修・直近の現任研修修了証のコピー（計2枚）を添えて、下記の送付先あて、逡送にてご送付ください。

・送付先

住所 〒558-0001 大阪府住吉区大領 3 丁目 2 - 3 6

大阪府障がい者自立相談支援センター 地域支援課 主任相談支援専門員研修係

申込み受付期間は令和3年9月1日（水）から15日（水）（必着）です。

大阪府障がい者自立相談支援センターのホームページにある相談のページをクリックして、受講申し込み用紙をプリントアウトの上、必要事項を記入してお申込みください。

ホームページ URL

<http://www.pref.osaka.lg.jp/jiritsusodan/syuninken/index.html>

締め切り：令和3年9月15日（水）まで（必着）

☆別添の受講申込書（様式2）については、各市町村が推薦する受講者で作成し、所属事業所代表者の推薦を得たうえで、市町村に提出するものとします。

なお、受講申込書の様式（データ）については、各市町村が推薦する受講者にご提供ください。

☆本研修においては講義視聴レポート作成並びに事前課題が必修となっておりますので、推薦にあたっては、ご注意ください。

☆研修受講にあたり、手話通訳等配慮を必要とする方は、受講申し込み書類に必要事項を入力してお申込みください。

12. 受講者の決定及び通知

受講者の決定及び通知は、9月下旬頃の発送を予定しています。

13. 修了証書

研修を全日程修了し、講義視聴レポート・事前課題を全て提出した方には、大阪府知事から修了証書を交付します。

研修開始から10分以上の遅刻、早退の場合は欠席とみなします。また、受講態度が著しく不良であるときも欠席とみなし、修了証書は交付できません。

14. 受講料（資料代）

1,000円（徴収方法については受講決定通知書にてお知らせします。）

15. 問い合わせ先

大阪府障がい者自立相談支援センター 主任相談支援専門員研修担当
TEL06-6692-5261 FAX06-6692-3981・5340

時間帯については予定ですので、当日のプログラムによって開始・終了時間が変更になる場合があります。詳細は、受講決定時にお送りする案内でご確認ください。

※ 研修当日の午前7時の時点で、大阪府内全域において、「特別警報」「暴風警報」が発令中の場合、延期とします。またこの場合、当日の午前8時までに大阪府障がい者自立相談支援センターホームページに掲載しますのでご確認ください。

ホームページ URL

<http://www.pref.osaka.lg.jp/jiritsusodan/syuninken/index.html>

16. その他

- 個人情報の取り扱いについて（受講申込みの際、同意欄にチェックをお願いします。）本研修において知り得た個人情報については、受講資格の確認や必要な連絡等に用いることをご了承ください。
- 研修終了後、研修修了者名簿につきましては大阪府福祉部障がい福祉室地域生活支援課で保管いたします。
- 受講決定後のキャンセルにつきましては、来年度の受講決定の優先順位が下がる場合がありますので、ご注意ください。
- 研修日時、会場等については、状況によりやむを得ず変更することもありますのでご了承ください。
- 本研修修了者は計画相談支援・障がい児相談支援における主任相談支援専門員配置加算要件の対象となります。
- 本研修を修了した場合、相談支援従事者現任研修を修了したものとみなされます。

☞ 加算要件等については下記の指定担当部局へお尋ねください。

障がい福祉サービス指定担当部局一覧

http://www.pref.osaka.lg.jp/jigyoshido/jiritu_top/ijyou.html

障がい児支援の指定担当部局一覧

<http://www.pref.osaka.lg.jp/chiikiseikatsu/syougaijisien/jimuijou.html>